

**令和7年度ベトナムビジネス・トータルサポート事業業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 実施する業務の目的および内容

別添「令和7年度ベトナムビジネス・トータルサポート事業業務委託仕様書」のとおりです。

2. 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 予定価格 8,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）
- (3) 実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務 中分類：各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

- (5) 仕様書に示した業務またはこれと同等の業務について、最近3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に受託等の実績（完了したものに限る）を有する者であること。

4. 質問および回答

本プロポーザルに係る説明会は開催しませんが、質問がある場合は、令和7年5月23日（金）午後5時までに、電子メールまたはFAXにて以下に示す提出先に提出してください（様式任意）。質問に対する回答は、以下の本県ホームページに5月30日（金）を目途に掲載します。

（県ホームページ）<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/>

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係

TEL：077-528-3713 FAX：077-528-4870 Email：fa0002@pref.shiga.lg.jp

5. 提出書類

「企画提案書等提出書（様式1）」に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 企画提案書

①体裁および部数

体裁：A 4（様式は任意とし、枚数は制限しない）

部数：5部

②提案内容

次に掲げる事項について、下記6.（3）に掲げる審査基準も参考に、具体的な実施方法や内容を記載すること。

- ・ サポートデスク設置運営業務において実施の効果を最大限発揮するための方策（実施活動、支援の具体的な内容等）（仕様書4.（1）関係）
- ・ 企業支援業務（ビジネスマッチング支援）において実施の効果を最大限発揮するための方策（実施活動、支援の具体的な内容等）（仕様書4.（2）関係）
- ・ 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、ベトナム関係者等とのネットワーク等）
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 類似事業の実績（企業マッチングの成功例等があれば記載）

(2) 添付書類（各1部）

- ・ 企業・団体等の概要説明書（パンフレット等でも可）
- ・ 定款または寄付行為
- ・ 過去3年の事業報告および決算報告書
- ・ 仕様書に示した業務またはこれと同等の業務について、最近3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に受託した実績（完了したものに限り）を証明するもの（契約書の写し等）

(3) 概算見積書

①体裁および部数

体裁：A 4（縦使用、枚数は制限しない）

部数：2部（正本1部、コピー1部）

②作成上の留意事項

- ・ 概算見積書には、別添「令和7年度ベトナムビジネス・トータルサポート事業業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・ 消費税および地方消費税を含むこと。
- ・ 企業・団体等の名称、所在地、代表者名、企業・団体印、代表者印があること。ただし、発行責任者氏名、担当者所属・氏名および担当者連絡先の記載がある場合、押印は不要。

(4) その他添付書類（該当する場合は各1部）

- ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 高年齢者就業確保措置を講じている場合：締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合：前者の場合は公共職業安定所に提出している「障害者雇用

状況報告書」の写し、後者の場合は障害者を雇用している旨の申立書

- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合：それを証するものの写し
- ・ 環境マネジメントシステムのうち、①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証、②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録、③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録、④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証のいずれかを受けている場合：それを証するものの写し

(5) チェックリスト（様式 2）

- ・ 必要事項にチェックを入れること。

6. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

滋賀県商工観光労働部商工政策課が設置する審査会において、あらかじめ定めた審査項目および配点に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高い者を当該事業の契約予定者とします。ただし、総合点の平均が 5 割未満の場合は、契約予定者とはしません。

(2) プレゼンテーション・審査会の開催

① 実施予定日

令和 7 年 6 月 11 日（水）に滋賀県庁内での開催を予定しています。

詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知します。

② その他

- ・ 審査会は、当課において、3 名の委員をもって設置します。
- ・ 企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行ってください。

(3) 審査項目および配点

提出された書類をもとに、別紙の審査項目および配点により総合的に審査します。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、企画提案書を提出された全員に書面にて通知します。

(5) 契約の締結

契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結します。この際、審査の結果を踏まえ、協議の上、企画提案書の内容を一部変更する場合があります。

7. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時必着

※消印無効。時間厳守とし、郵便等の遅れは考慮しません。

(2) 提出先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

(3) 提出方法

上記(2)に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

* 郵送による場合は、送付時に必ずその旨を上記4に示す連絡先までご連絡ください。

8. その他注意事項

- (1) 提出後の提案書および添付書類等は返却しません。
- (2) 提案書等の作成に生じた経費は参加者負担とします。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (4) 採用した場合でも、業務実施過程において協議の上、その内容を変更する場合があります。
- (5) 契約の締結にあたっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年3月22日滋賀県条例第13号）の基本理念に則り、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であると判明した場合は契約を締結せず、契約の締結後は契約の解除を行います。
- (6) 委託金の支払いは、原則として事業終了後の精算払とします。
- (7) 本業務の取組状況や成果等は、県のウェブサイトや広報誌等で公表する場合があります。
- (8) 業務の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しません。

■審査項目および配点（審査員1名あたりの評価点）

| 審査項目 | 審査内容 | 配点(点) |
|------------|---|-------|
| 1. 的確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的に沿った提案となっているか。 ・ 実施の手法等は的確で合理的かつ具体性があるか。 | 20 |
| 2. 企画性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の方法などが工夫やアイデアに優れているか。 ・ 関係する機関や施策・事業との連携等について工夫され、相乗効果が見込まれるか。 | 20 |
| 3. 実行性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施体制は十分か。 ・ 業務の全体スケジュールは適切か。 | 15 |
| 4. 専門性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 最近3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）の類似業務の実績件数および内容がすぐれているか。 ・ 業務の円滑かつ効果的な実施に必要な専門的知見やネットワークを有しているか。 | 25 |
| 5. 経済性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積金額は適正で経済性が高いものとなっているか。 <p> 予定価格の80%未満→10点 予定価格の80%以上85%未満→8点 予定価格の85%以上90%未満→6点 予定価格の90%以上95%未満→4点 予定価格の95%以上→1点 </p> | 10 |
| 6. 県内事業者育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本店を有する事業者か。 | 5 |
| 7. 社会政策推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> | 1 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p> | |
| | <p>・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p> | 1 |
| | <p>・ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・ 環境マネジメントシステム ・ スタンドアードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p> | 1 |
| <p style="text-align: center;">総 合 点</p> | | <p style="text-align: center;">1 0 0</p> |